

令和2年第1回
鳥取市選挙管理委員会議案

日 時 令和2年3月2日（月）午後1時00分

場 所 鳥取市役所本庁舎4階 委員会室

会 議 日 程

1 開 会

2 付議する議案

(定時登録関係)

議案第1号 定時登録者の決定について

議案第2号 随時抹消者の決定について

(在外選挙人名簿関係)

議案第3号 在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

(条例・規則改正関係)

議案第4号 鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の一部改正について

3 報 告 事 項

報告第1号 選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数について

4 そ の 他

5 閉 会

議案第1号

定時登録者の決定について

令和2年3月1日現在で、同月2日に選挙人名簿に登録すべき者を次のとおり決定する。

令和2年3月2日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

選挙人名簿に登録すべき者 別添のとおり

提案理由

公職選挙法第22条第1項の規定による定時登録者の決定をするためである。

令和2年3月2日(定時登録日)現在

選挙人名簿登録者数

鳥取市選挙管理委員会

投票区	令和元年12月2日現在 名簿登録者数			法22条1項 定時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 職権消除			転居等による増減			令和2年3月2日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	861	1,008	1,869	5	6	11	6	4	10	3	3	6				-1		-1	856	1,007	1,863
2	1,509	1,789	3,298	11	8	19	9	5	14	5	12	17				-5	4	-1	1,501	1,784	3,285
3	933	1,181	2,114	7	6	13	2	4	6	3	5	8				1	2	3	936	1,180	2,116
4	1,552	1,876	3,428	6	10	16	9	5	14	4	7	11				6	3	9	1,551	1,877	3,428
5	3,594	3,922	7,516	34	33	67	8	9	17	30	16	46				1	3	4	3,591	3,933	7,524
6	2,952	3,333	6,285	16	23	39	7	14	21	16	15	31				14	22	36	2,959	3,349	6,308
7	1,306	1,398	2,704	10	10	20	10	6	16	10	3	13				2	-1	1	1,298	1,398	2,696
8	1,233	1,388	2,621	10	8	18	5	3	8	8	4	12				-3	-4	-7	1,227	1,385	2,612
9	1,458	1,734	3,192	16	15	31	6	6	12	14	12	26				2	1	3	1,456	1,732	3,188
10	1,062	1,288	2,350	8	7	15	6	5	11	8	5	13				5	10	15	1,061	1,295	2,356
11	934	1,006	1,940	3	3	6	4	1	5	3	2	5					-3	-3	930	1,003	1,933
12	2,563	2,938	5,501	11	13	24	10	12	22	9	11	20					17	17	2,555	2,945	5,500
13	1,034	1,110	2,144	4	8	12	2	3	5	3	4	7				8		8	1,041	1,111	2,152
14	632	644	1,276	3	2	5	2	1	3	3		3				-2	-2	-4	628	643	1,271
15	1,889	2,088	3,977	16	20	36	4	4	8	26	14	40				-1	-2	-3	1,874	2,088	3,962
16	3,262	3,710	6,972	22	25	47	19	12	31	22	29	51				14	5	19	3,257	3,699	6,956
17	2,804	2,933	5,737	18	32	50	11	10	21	22	13	35				-8	-13	-21	2,781	2,929	5,710
18	1,498	1,593	3,091	12	9	21	4	5	9	6	5	11				2		2	1,502	1,592	3,094
19	375	421	796	1	1	2	2	1	3		1	1				1	-1		375	419	794
20	881	915	1,796	1	2	3	2	5	7	3	2	5				2	2	4	879	912	1,791
21	1,036	1,139	2,175	4	4	8	4	4	8	3	3	6				-1	3	2	1,032	1,139	2,171
22	1,166	1,341	2,507	5	2	7	6	3	9	4	7	11				-5	4	-1	1,156	1,337	2,493
23	1,291	1,307	2,598	9	6	15	8	8	16	11	6	17					3	3	1,281	1,302	2,583
24	1,150	1,199	2,349	4	5	9	6	6	12	3	4	7				-5	-6	-11	1,140	1,188	2,328
25	221	222	443	1	1	2													222	223	445
26	91	109	200					1	1										91	108	199
27	238	260	498	2	1	3	2	2	4								-3	-3	238	256	494
28	64	61	125		1	1		1	1										64	61	125
29	1,805	1,974	3,779	16	9	25	8	7	15	10	10	20				2	2	4	1,805	1,968	3,773
30	1,288	1,350	2,638	10	7	17	4	3	7	6	7	13				5	1	6	1,293	1,348	2,641
31	413	518	931		2	2	1	6	7										412	514	926
32	364	391	755	2	1	3	2		2		2	2				-1	1		363	391	754
33	121	125	246				1		1	3		3				-1	-2	-3	116	123	239
34	2,813	2,852	5,665	22	20	42	5	2	7	15	11	26				-1	2	1	2,814	2,861	5,675
35	2,592	2,416	5,008	30	16	46	5	5	10	22	15	37				-8	-9	-17	2,587	2,403	4,990
36	2,276	2,495	4,771	8	10	18	9	10	19	17	6	23				-8	-6	-14	2,250	2,483	4,733
37	804	869	1,673	6	4	10	5	6	11	3	1	4				-3	-2	-5	799	864	1,663
38	46	50	96				1	1	2										45	49	94
39	2,910	3,237	6,147	15	21	36	5	9	14	19	11	30				-1	2	1	2,900	3,240	6,140
40	1,473	1,640	3,113	8	11	19	9	4	13	1	6	7				-1	-10	-11	1,470	1,631	3,101
41	1,852	1,985	3,837	13	13	26	4	1	5	7	6	13				2	-10	-8	1,856	1,981	3,837
42	1,188	1,314	2,502	8	8	16	5	4	9	6	5	11				-8	-1	-9	1,177	1,312	2,489
50	976	1,085	2,061	13	8	21	3	2	5	4	2	6				3	5	8	985	1,094	2,079
51	774	891	1,665	11	8	19	2	3	5	6	2	8							777	894	1,671
52	506	582	1,088	6	4	10	4	2	6	3	1	4				3	2	5	508	585	1,093
53	667	749	1,416	1	3	4	3	1	4							-5	-2	-7	660	749	1,409
54	147	175	322	1		1	2		2							1		1	147	175	322
55	33	38	71																33	38	71
56	89	87	176																89	87	176
57	43	52	95				2		2										41	52	93
58	778	813	1,591	2	5	7	2	1	3	1	1	2				1	-2	-1	778	814	1,592
59	272	286	558		1	1	1	1	2	2		2				2	1	3	271	287	558
60	157	173	330	1		1	1	1	2							-1		-1	156	172	328

投票区	令和元年12月2日現在 名簿登録者数			法22条1項 定時登録者数			法28条1号 (死亡)			法28条2号 (転出後4月)			法28条4号 職権消除			転居等による増減			令和2年3月2日現在 名簿登録者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
61	1,005	1,076	2,081	6	7	13	4	4	8	5	1	6				-7	-12	-19	995	1,066	2,061
62	309	398	707		3	3	1	10	11		2	2				1	1	2	309	390	699
63	524	551	1,075	2	3	5	1	5	6		2	2				1		1	526	547	1,073
64	191	221	412					2	2	1		1				1		1	191	219	410
65	255	254	509	2	1	3	3		3		1	1				3	5	8	257	259	516
66	207	230	437	4		4	1	2	3	1		1							209	228	437
67	109	123	232				2	2	4							-1		-1	106	121	227
68	175	194	369		1	1	2	1	3							-3	-2	-5	170	192	362
69	493	578	1,071	2	2	4	1	2	3	1		1				1	3	4	494	581	1,075
70	439	496	935	1	1	2		1	1		2	2				-2	-2	-4	438	492	930
71	383	416	799	2	2	4	1		1							-4	-2	-6	380	416	796
72	39	52	91					1	1										39	51	90
73	27	24	51				1		1								1	1	26	25	51
74	230	271	501	1	2	3	3	2	5	1	1	2				1		1	228	270	498
75	193	204	397				1	1	2	1		1				1		1	192	203	395
76	205	253	458				2	1	3		1	1				-2	-2	-4	201	249	450
77	62	67	129								2	2							62	65	127
78	52	55	107	1		1	1		1							-1		-1	51	55	106
79	45	53	98	1		1											-1	-1	46	52	98
80	615	690	1,305	3	1	4	4	3	7	1	6	7				-2	-4	-6	611	678	1,289
81	228	233	461	1		1	2	1	3							1		1	228	232	460
82	240	234	474	1	1	2	1		1		1	1				4	1	5	244	235	479
83	252	270	522	1		1					1	1					-2	-2	253	267	520
84	420	444	864	1		1	3	3	6	1	1	2				-4		-4	413	440	853
85	1,208	1,334	2,542	5	9	14	4	3	7	3	3	6				3	3	6	1,209	1,340	2,549
86	345	402	747	1	3	4	2	4	6	1		1				1	5	6	344	406	750
87	172	207	379		1	1		2	2		1	1				1	-1		173	204	377
88	647	705	1,352	1	2	3	7	2	9	1	1	2				3	-1	2	643	703	1,346
89	699	711	1,410	5	2	7	5	5	10	2	2	4				-1	-2	-3	696	704	1,400
90	103	124	227													1		1	104	124	228
91	98	90	188					1	1		1	1				-2		-2	96	88	184
92	597	697	1,294	4	1	5	7	4	11	1	1	2					-2	-2	593	691	1,284
93	400	447	847		3	3	1	1	2	1	3	4					-2	-2	398	444	842
94	430	459	889		1	1	3	5	8	1	1	2				1	1	2	427	455	882
95	39	40	79				1		1							1		1	39	40	79
96	354	358	712	1	1	2	1	5	6	1	3	4				-2		-2	351	351	702
97	219	210	429	1	2	3	1	2	3								1	1	219	211	430
98	387	463	850		1	1	3	1	4							-2	-2	-4	382	461	843
99	32	38	70		1	1													32	39	71
旧市	57,534	63,129	120,663	377	383	760	218	198	416	328	263	591	0	0	0	4	12	16	57,369	63,063	120,432
国府	3,235	3,659	6,894	32	23	55	16	8	24	13	5	18	0	0	0	2	5	7	3,240	3,674	6,914
福部	1,207	1,272	2,479	3	6	9	4	3	7	3	1	4	0	0	0	2	-1	1	1,205	1,273	2,478
河原	2,775	3,047	5,822	14	15	29	14	26	40	7	6	13	0	0	0	-5	-8	-13	2,763	3,022	5,785
用瀬	1,381	1,566	2,947	5	5	10	3	4	7	1	2	3	0	0	0	-5	0	-5	1,377	1,565	2,942
佐治	787	903	1,690	3	2	5	7	4	11	2	4	6	0	0	0	-1	-3	-4	780	894	1,674
気高	3,480	3,814	7,294	13	15	28	16	16	32	6	13	19	0	0	0	4	2	6	3,475	3,802	7,277
鹿野	1,547	1,630	3,177	6	4	10	12	8	20	3	4	7	0	0	0	1	-3	-2	1,539	1,619	3,158
青谷	2,458	2,712	5,170	6	10	16	17	18	35	4	8	12	0	0	0	-2	-4	-6	2,441	2,692	5,133
合計	74,404	81,732	156,136	459	463	922	307	285	592	367	306	673							74,189	81,604	155,793

選挙人名簿登録者数

区	投票所名	男	女	計	区	投票所名	男	女	計
1	遷喬小学校	856	1,007	1,863	58	福部町コミュニティセンター	778	814	1,592
2	久松会館	1,501	1,784	3,285	59	山湯山農業センター	271	287	558
3	醇風小学校	936	1,180	2,116	60	福部町久志羅集会所	156	172	328
4	西中学校	1,551	1,877	3,428	61	鳥取市河原町総合支所	995	1,066	2,061
5	城北小学校	3,591	3,933	7,524	62	国英地区公民館	309	390	699
6	浜坂地区公民館	2,959	3,349	6,308	63	散岐小学校体育館	526	547	1,073
7	富桑小学校	1,298	1,398	2,696	64	水根公会堂	191	219	410
8	明德小学校	1,227	1,385	2,612	65	河原町総合体育館	257	259	516
9	日進小学校	1,456	1,732	3,188	66	西郷地区公民館	209	228	437
10	山の手体育館	1,061	1,295	2,356	67	小河内公民館	106	121	227
11	修立小学校	930	1,003	1,933	68	北村公民館	170	192	362
12	東中学校	2,555	2,945	5,500	69	用瀬町民会館	494	581	1,075
13	稲葉山小学校	1,041	1,111	2,152	70	大村電化農協会館	438	492	930
14	東デイサービスセンター	628	643	1,271	71	社地区公民館	380	416	796
15	南中学校	1,874	2,088	3,962	72	用瀬町屋住多目的集会所	39	51	90
16	勤労青少年ホーム	3,257	3,699	6,956	73	用瀬町江波多目的集会所	26	25	51
17	面影小学校	2,781	2,929	5,710	74	佐治町地域活性化センター	228	270	498
18	津ノ井小学校	1,502	1,592	3,094	75	佐治町コミュニティセンター	192	203	395
19	米里体育館	375	419	794	76	佐治町西佐治会館	201	249	450
20	倉田体育館	879	912	1,791	77	佐治町山王ふれあい会館	62	65	127
21	鳥取県漁業協同組合	1,032	1,139	2,171	78	佐治町津無生活改善センター	51	55	106
22	賀露町七区公民館	1,156	1,337	2,493	79	佐治町津野ふれあいの館	46	52	98
23	大正小学校	1,281	1,302	2,583	80	宝木地区公民館	611	678	1,289
24	美和小学校	1,140	1,188	2,328	81	鳥取市気高人権福祉センター	228	232	460
25	神戸地区公民館	222	223	445	82	瑞穂地区公民館	244	235	479
26	岩坪生活改善センター	91	108	199	83	市営住宅矢口団地集会所	253	267	520
27	東郷地区公民館	238	256	494	84	逢坂地区公民館	413	440	853
28	高路公民館	64	61	125	85	気高町総合支所	1,209	1,340	2,549
29	世紀小学校	1,805	1,968	3,773	86	浜村小学校	344	406	750
30	松保地区公民館	1,293	1,348	2,641	87	船磯公民館	173	204	377
31	豊実地区公民館	412	514	926	88	鹿野町農業者トレーニングセンター	643	703	1,346
32	上原多目的集会施設	363	391	754	89	勝谷地区公民館	696	704	1,400
33	河内生活改善センター	116	123	239	90	小鷲河地区公民館	104	124	228
34	湖山小学校	2,814	2,861	5,675	91	鹿野町河内生活改善センター	96	88	184
35	国際交流プラザ	2,587	2,403	4,990	92	青谷地区公民館	593	691	1,284
36	末恒小学校	2,250	2,483	4,733	93	青谷小学校体育館	398	444	842
37	湖南学園体育館	799	864	1,663	94	中郷地区公民館	427	455	882
38	矢矯公民館	45	49	94	95	絹見公民館	39	40	79
39	美保南小学校	2,900	3,240	6,140	96	日置谷地区公民館	351	351	702
40	中ノ郷小学校	1,470	1,631	3,101	97	勝部地区公民館	219	211	430
41	若葉台体育館	1,856	1,981	3,837	98	日置地区公民館	382	461	843
42	桜ヶ丘中学校	1,177	1,312	2,489	99	八葉寺公民館	32	39	71
50	あおば地区公民館	985	1,094	2,079		旧市計	57,369	63,063	120,432
51	宮下地区公民館	777	894	1,671		国府町計	3,240	3,674	6,914
52	国府町コミュニティセンター	508	585	1,093		福部町計	1,205	1,273	2,478
53	谷地区公民館	660	749	1,409		河原町計	2,763	3,022	5,785
54	成器地区公民館	147	175	322		用瀬町計	1,377	1,565	2,942
55	山のめぐみ館	33	38	71		佐治町計	780	894	1,674
56	大茅地区公民館	89	87	176		気高町計	3,475	3,802	7,277
57	扇の里交流館	41	52	93		鹿野町計	1,539	1,619	3,158
						青谷町計	2,441	2,692	5,133
						合計	74,189	81,604	155,793

選挙人名簿登録者数一覧 (町別)

町名	男	女	計
第 1 投票区	856	1,007	1,863
尚徳町	0	0	0
元大工町	35	36	71
掛出町	53	47	100
上魚町	13	18	31
片原一丁目	18	17	35
片原二丁目	18	23	41
片原三丁目	18	23	41
鍛冶町	34	34	68
若桜町	32	36	68
本町一丁目	5	5	10
本町二丁目	49	55	104
本町三丁目	28	29	57
桶屋町	37	48	85
職人町	29	32	61
二階町一丁目	28	35	63
二階町二丁目	20	23	43
二階町三丁目	28	36	64
新町	33	45	78
元魚町一丁目	27	30	57
元魚町二丁目	23	28	51
戎町	62	77	139
川端一丁目	60	74	134
川端二丁目	31	37	68
川端三丁目	19	27	46
元町	156	192	348
第 2 投票区	1,501	1,784	3,285
馬場町	75	92	167
栗谷町	83	94	177
江崎町	68	84	152
東町一丁目	33	40	73
東町二丁目	43	53	96
東町三丁目	108	120	228
西町一丁目	68	80	148
西町二丁目	88	104	192
西町三丁目	159	178	337
湯所町一丁目	378	432	810
湯所町二丁目	248	315	563
丸山町(一部)	150	192	342
第 3 投票区	936	1,180	2,116
西町四丁目	80	91	171
西町五丁目	57	57	114
玄好町	122	149	271
材木町	123	200	323
片原四丁目	41	47	88
片原五丁目	148	167	315
本町四丁目	23	19	42
本町五丁目	42	53	95
二階町四丁目	23	28	51
茶町	63	74	137
元魚町三丁目	30	36	66
元魚町四丁目	43	48	91
川端四丁目	25	52	77
川端五丁目	116	159	275
第 4 投票区	1,551	1,877	3,428
南町	246	289	535
寿町	275	315	590
新品治町	134	148	282
葉師町	20	25	45

町名	男	女	計
相生町一丁目	101	118	219
相生町二丁目	113	110	223
相生町三丁目	158	242	400
相生町四丁目	186	234	420
西品治(狐川以東)	62	78	140
田園町一丁目	167	218	385
田園町二丁目	89	100	189
第 5 投票区	3,591	3,933	7,524
丸山町(一部)	202	216	418
西品治(一部)	40	50	90
田島(一部)	494	562	1,056
秋里	796	907	1,703
松並町一丁目	268	293	561
松並町二丁目	262	324	586
松並町三丁目	0	1	1
田園町三丁目	146	158	304
田園町四丁目	174	160	334
青葉町一丁目	68	104	172
青葉町二丁目	147	178	325
青葉町三丁目	81	99	180
安長(一部)	393	382	775
商栄町	156	143	299
千代水一丁目	1	1	2
千代水二丁目	5	3	8
千代水三丁目	1	0	1
千代水四丁目	1	2	3
南安長一丁目	356	350	706
第 6 投票区	2,959	3,349	6,308
江津	468	499	967
浜坂	324	386	710
浜坂一丁目	174	194	368
浜坂二丁目	266	316	582
浜坂三丁目	303	352	655
浜坂四丁目	274	314	588
浜坂五丁目	173	195	368
浜坂六丁目	258	326	584
浜坂七丁目	105	103	208
浜坂八丁目	243	239	482
浜坂東一丁目	371	425	796
第 7 投票区	1,298	1,398	2,696
行徳三丁目	378	431	809
西品治(狐川以西)	833	871	1,704
田島(一部)	65	62	127
安長(一部)	22	34	56
第 8 投票区	1,227	1,385	2,612
瓦町	198	223	421
今町一丁目	176	198	374
今町二丁目	60	81	141
東品治町	0	1	1
幸町	161	190	351
行徳一丁目	311	365	676
行徳二丁目	321	327	648
第 9 投票区	1,456	1,732	3,188
寺町	186	215	401
栄町	130	179	309
弥生町	85	98	183
末広温泉町	166	193	359

選挙人名簿登録者数一覧 (町別)

町名	男	女	計
永楽温泉町	214	266	480
吉方温泉一丁目	262	295	557
吉方温泉二丁目	153	195	348
吉方温泉三丁目	260	291	551
第10投票区	1,061	1,295	2,356
上町	178	182	360
中町	112	145	257
大榎町	34	38	72
庖丁人町	52	61	113
大工町頭	45	70	115
御弓町	65	81	146
吉方町一丁目	144	176	320
吉方町二丁目	164	214	378
立川町一丁目	129	152	281
立川町二丁目	138	176	314
第11投票区	930	1,003	1,933
吉方温泉四丁目	232	189	421
南吉方三丁目	164	179	343
立川町三丁目	114	137	251
立川町五丁目(2区)	420	498	918
第12投票区	2,555	2,945	5,500
卯垣	134	130	264
岩倉	686	741	1,427
卯垣四丁目	246	264	510
立川町六丁目	606	779	1,385
立川町七丁目	57	62	119
大杵(東扇町)	202	248	450
桜谷(桜ヶ丘)	91	120	211
東今在家(一部)	533	601	1,134
第13投票区	1,041	1,111	2,152
卯垣一丁目	75	87	162
卯垣二丁目	258	288	546
卯垣三丁目	174	190	364
立川町四丁目	148	134	282
立川町五丁目(1区)	232	260	492
卯垣五丁目	154	152	306
第14投票区	628	643	1,271
百谷	29	37	66
滝山	589	595	1,184
小西谷	10	11	21
第15投票区	1,874	2,088	3,962
吉方	247	268	515
南吉方一丁目	156	204	360
南吉方二丁目	258	277	535
富安一丁目	352	372	724
富安二丁目	363	400	763
天神町	84	79	163
扇町	147	164	311
興南町	267	324	591
第16投票区	3,257	3,699	6,956
古安市	227	256	483
富安	116	126	242
吉成(大路川以北)	1,230	1,442	2,672
大覚寺	985	1,123	2,108
吉成一丁目	257	260	517

町名	男	女	計
吉成二丁目	289	327	616
吉成三丁目	153	165	318
第17投票区	2,781	2,929	5,710
雲山	1,333	1,427	2,760
新	285	331	616
大杵(東扇町を除く)	332	334	666
面影一丁目	420	400	820
面影二丁目	411	437	848
第18投票区	1,502	1,592	3,094
杉崎	222	231	453
南栄町	100	117	217
津ノ井	389	394	783
生山	94	107	201
桂木	472	494	966
海蔵寺	17	17	34
船木	38	38	76
広岡	25	30	55
香取	49	46	95
紙谷	73	86	159
祢宜谷	23	32	55
第19投票区	375	419	794
東大路	61	70	131
中大路	48	58	106
西大路	31	34	65
久末	76	88	164
美和	42	42	84
古郡家	47	51	98
越路	70	76	146
第20投票区	879	912	1,791
数津(一部)	73	60	133
八坂	34	38	72
橋本	41	37	78
馬場	180	182	362
国安	251	253	504
蔵田	43	42	85
円通寺	169	196	365
西円通寺	88	104	192
第21投票区	1,032	1,139	2,171
港町	2	2	4
賀露町西三丁目	275	291	566
賀露町北一丁目	151	156	307
賀露町北二丁目	133	140	273
賀露町北三丁目	214	257	471
賀露町北四丁目	257	293	550
第22投票区	1,156	1,337	2,493
賀露町(一部)	8	13	21
賀露町西一丁目	61	69	130
賀露町西二丁目	1	0	1
賀露町南一丁目	200	231	431
賀露町南二丁目	132	215	347
賀露町南三丁目	79	95	174
賀露町南四丁目	198	222	420
賀露町南五丁目	66	79	145
賀露町南六丁目	148	182	330
晩稲	117	84	201
南隈	146	147	293

選挙人名簿登録者数一覧 (町別)

町名	男	女	計
第23投票区	1,281	1,302	2,583
野寺部蒲古緑ヶ丘一丁目	38	42	80
服部蒲海	49	62	111
菅	105	109	214
古緑	781	778	1,559
ヶ丘一丁目	308	311	619
第24投票区	1,140	1,188	2,328
赤子	29	60	89
長谷	73	69	142
倭文	131	140	271
玉津枕	50	45	95
横子	57	70	127
猪安	40	42	82
向国	61	70	131
竹生	36	34	70
上味	110	126	236
朝月	93	99	192
源太	49	61	110
下味	411	372	783
第25投票区	222	223	445
上砂	87	91	178
中砂	48	50	98
下砂	87	82	169
第26投票区	91	108	199
岩坪	91	108	199
第27投票区	238	256	494
本高	77	82	159
北村	31	46	77
西今在家	32	27	59
篠坂	14	18	32
中村	59	59	118
有富	25	24	49
第28投票区	64	61	125
高路	64	61	125
第29投票区	1,805	1,968	3,773
徳尾	459	503	962
岩吉	108	109	217
里仁	191	234	425
徳吉	227	307	534
五反田町	0	0	0
南安長二丁目	166	146	312
南安長三丁目	139	144	283
緑ヶ丘二丁目	221	215	436
緑ヶ丘三丁目	294	310	604
第30投票区	1,293	1,348	2,641
足山	31	35	66
布勢	447	432	879
桂見	547	575	1,122
高住	203	237	440
良田	65	69	134
第31投票区	412	514	926
下段	70	70	140
大塚	51	44	95

町名	男	女	計
野坂	100	137	237
宮谷	78	84	162
嶋	53	56	109
大柄	60	123	183
第32投票区	363	391	754
松上	58	79	137
細見	48	48	96
上原	150	153	303
尾崎	28	34	62
上段	79	77	156
第33投票区	116	123	239
河内	65	68	133
榎原	51	55	106
第34投票区	2,814	2,861	5,675
湖山町東一丁目	332	344	676
湖山町東二丁目	9	11	20
湖山町東三丁目	1	2	3
湖山町東四丁目	12	5	17
湖山町東五丁目	156	171	327
湖山町南一丁目	399	395	794
湖山町南二丁目	504	535	1,039
湖山町南三丁目	750	745	1,495
湖山町南四丁目	20	8	28
湖山町北一丁目	288	280	568
湖山町北六丁目	343	365	708
第35投票区	2,587	2,403	4,990
湖山町	0	0	0
湖山町西一丁目	328	280	608
湖山町西二丁目	186	195	381
湖山町西三丁目	200	216	416
湖山町西四丁目	11	5	16
湖山町南五丁目	381	292	673
湖山町北二丁目	451	407	858
湖山町北三丁目	338	337	675
湖山町北四丁目	477	454	931
湖山町北五丁目	215	217	432
第36投票区	2,250	2,483	4,733
伏野	274	303	577
白兔	139	187	326
小沢	36	30	66
内海	23	30	53
三津	114	124	238
美萩野一丁目	321	371	692
美萩野二丁目	461	514	975
美萩野三丁目	418	444	862
美萩野四丁目	258	251	509
美萩野五丁目	206	229	435
第37投票区	799	864	1,663
松原	147	146	293
六反田	41	36	77
大金	54	55	109
福沢	63	70	133
福井	92	83	175
吉岡温泉町	269	331	600
妙徳寺	23	27	50
洞谷	18	17	35

選挙人名簿登録者数一覧 (町別)

町名	男	女	計
瀬田蔵	11	16	27
長柄	39	41	80
三山口	32	32	64
御熊	10	10	20
第38投票区	45	49	94
双六原	24	29	53
矢矯	21	20	41
第39投票区	2,900	3,240	6,140
吉成(大路川以南)	187	193	380
宮長	854	951	1,805
的場	219	228	447
叶	366	406	772
数津(一部)	67	69	136
叶一丁目	127	152	279
吉成南町一丁目	423	509	932
吉成南町二丁目	208	232	440
的場一丁目	6	3	9
的場二丁目	180	223	403
的場三丁目	146	156	302
的場四丁目	117	118	235
第40投票区	1,470	1,631	3,101
覚寺	350	370	720
円護寺	307	342	649
北園一丁目	310	356	666
北園二丁目	373	416	789
山城町	130	147	277
第41投票区	1,856	1,981	3,837
若葉台南一丁目	15	13	28
若葉台南二丁目	184	191	375
若葉台南三丁目	298	323	621
若葉台南四丁目	5	26	31
若葉台南五丁目	164	176	340
若葉台南六丁目	266	293	559
若葉台南七丁目	3	1	4
若葉台北二丁目	207	206	413
若葉台北三丁目	269	298	567
若葉台北四丁目	329	346	675
若葉台北六丁目	116	108	224
第42投票区	1,177	1,312	2,489
正蓮寺	402	422	824
桜谷(桜ヶ丘を除く)	640	736	1,376
東今在家(一部)	135	154	289
第50投票区	985	1,094	2,079
国府町奥谷三丁目	56	67	123
国府町稲葉丘一丁目	81	89	170
国府町稲葉丘二丁目	77	90	167
国府町稲葉丘三丁目	50	50	100
国府町分上一丁目	86	89	175
国府町分上二丁目	113	121	234
国府町分上三丁目	67	77	144
国府町分上四丁目	32	51	83
国府町新町一丁目	100	101	201
国府町新町二丁目	64	74	138
国府町新通り一丁目	27	34	61
国府町新通り二丁目	114	122	236
国府町新通り三丁目	117	128	245

町名	男	女	計
国府町新通り四丁目	1	1	2
第51投票区	777	894	1,671
国府町中郷	68	87	155
国府町宮下	577	656	1,233
国府町奥谷一丁目	64	69	133
国府町奥谷二丁目	68	82	150
第52投票区	508	585	1,093
国府町美歎(一部)	104	111	215
国府町広西	59	67	126
国府町庁	18	28	46
国府町町屋(一部)	116	111	227
国府町国分寺	58	85	143
国府町法花寺	46	49	95
国府町三代寺	107	134	241
第53投票区	660	749	1,409
国府町山根	27	29	56
国府町神垣	57	63	120
国府町清水	24	22	46
国府町岡益	67	88	155
国府町谷	34	42	76
国府町玉銚	62	73	135
国府町糸谷	43	44	87
国府町高岡	129	157	286
国府町麻生	167	177	344
国府町美歎(一部)	2	3	5
国府町町屋(一部)	48	51	99
第54投票区	147	175	322
国府町神護	16	27	43
国府町山崎	10	13	23
国府町中河原	44	49	93
国府町松尾	14	15	29
国府町吉野	31	35	66
国府町新井	32	36	68
第55投票区	33	38	71
国府町上荒舟	11	11	22
国府町荒舟	22	27	49
第56投票区	89	87	176
国府町雨滝	14	15	29
国府町木原	0	4	4
国府町下木原	11	8	19
国府町石井谷	4	4	8
国府町大石	15	18	33
国府町栃本	23	12	35
国府町菅野	2	3	5
国府町楠城	19	21	40
国府町拾石	1	2	3
第57投票区	41	52	93
国府町上地	41	52	93
第58投票区	778	814	1,592
福部町栗谷	24	23	47
福部町八重原	38	40	78
福部町箭溪	43	49	92
福部町高江	100	96	196
福部町湯山(一部)	5	8	13

選挙人名簿登録者数一覧（町別）

町名	男	女	計
福部町海士	304	307	611
福部町細川	177	200	377
福部町岩戸	87	91	178
第59投票区	271	287	558
福部町湯山(一部)	271	287	558
第60投票区	156	172	328
福部町左近	45	49	94
福部町久志	30	37	67
福部町中	9	10	19
福部町蔵見	47	47	94
福部町南田	25	29	54
第61投票区	995	1,066	2,061
河原町河原	132	145	277
河原町渡一木	125	124	249
河原町谷一木	47	59	106
河原町長瀬	218	246	464
河原町袋河原	133	147	280
河原町布袋	131	130	261
河原町稲常	34	40	74
河原町鮎ヶ丘	175	175	350
第62投票区	309	390	699
河原町山手	82	76	158
河原町郷原	29	34	63
河原町三谷	34	33	67
河原町高福	48	50	98
河原町徳吉	31	43	74
河原町今在家	50	106	156
河原町片山	35	48	83
第63投票区	526	547	1,073
河原町釜口	119	135	254
河原町和奈見	31	34	65
河原町八日市	43	43	86
河原町佐貫	333	335	668
第64投票区	191	219	410
河原町水根	66	82	148
河原町山上	66	72	138
河原町小倉	59	65	124
第65投票区	257	259	516
河原町天神原	58	56	114
河原町曳田	199	203	402
第66投票区	209	228	437
河原町中井	118	125	243
河原町本鹿	39	39	78
河原町牛戸	30	37	67
河原町湯谷	22	27	49
第67投票区	106	121	227
河原町小河内	78	81	159
河原町神馬	28	40	68
第68投票区	170	192	362
河原町小畑	27	37	64
河原町弓河内	35	43	78
河原町北村	108	112	220

町名	男	女	計
第69投票区	494	581	1,075
用瀬町古用瀬(一部)	13	23	36
用瀬町用瀬	326	392	718
用瀬町別府	155	166	321
第70投票区	438	492	930
用瀬町鷹狩	270	312	582
用瀬町美成	71	68	139
用瀬町赤波	97	112	209
第71投票区	380	416	796
用瀬町金屋	31	38	69
用瀬町樟原	41	43	84
用瀬町川中	52	51	103
用瀬町宮原	33	42	75
用瀬町安蔵	131	141	272
用瀬町古用瀬(一部)	49	49	98
用瀬町家奥	43	52	95
第72投票区	39	51	90
用瀬町屋住	39	51	90
第73投票区	26	25	51
用瀬町江波	26	25	51
第74投票区	228	270	498
佐治町小原	7	8	15
佐治町葛谷	39	53	92
佐治町刈地	54	56	110
佐治町古市	52	61	113
佐治町大井	40	45	85
佐治町森坪	36	47	83
第75投票区	192	203	395
佐治町加瀬木	98	104	202
佐治町高山	94	99	193
第76投票区	201	249	450
佐治町福園	24	25	49
佐治町加茂	67	77	144
佐治町畑	24	33	57
佐治町つく谷	28	47	75
佐治町河本	24	31	55
佐治町余戸	34	36	70
第77投票区	62	65	127
佐治町尾際	36	41	77
佐治町中	13	9	22
佐治町栃原	13	15	28
第78投票区	51	55	106
佐治町津無	51	55	106
第79投票区	46	52	98
佐治町津野	46	52	98
第80投票区	611	678	1,289
気高町酒津	182	200	382
気高町常松	26	33	59
気高町富吉	36	43	79
気高町宝木	258	292	550

選挙人名簿登録者数一覧 (町別)

町名	男	女	計
気高町奥沢見	109	110	219
第 81 投票区	228	232	460
気高町上光	86	84	170
気高町下光元	142	148	290
第 82 投票区	244	235	479
気高町宿	31	33	64
気高町土居	62	56	118
気高町重高	48	46	94
気高町二本木	20	21	41
気高町下坂本(一部)	83	79	162
第 83 投票区	253	267	520
気高町下坂本(一部)	187	200	387
気高町日光	66	67	133
第 84 投票区	413	440	853
気高町殿	64	62	126
気高町飯里	30	35	65
気高町下石	18	19	37
気高町上原	49	41	90
気高町山宮	81	93	174
気高町睦逢	55	70	125
気高町会下	47	46	93
気高町郡家	40	44	84
気高町高江	29	30	59
第 85 投票区	1,209	1,340	2,549
気高町浜村	440	474	914
気高町勝見	350	401	751
気高町新町二丁目	100	104	204
気高町新町三丁目	59	65	124
気高町北浜二丁目	140	162	302
気高町北浜三丁目	120	134	254
第 86 投票区	344	406	750
気高町新町一丁目	76	92	168
気高町北浜一丁目	38	26	64
気高町八幡	69	123	192
気高町下原	88	87	175
気高町八束水(一部)	73	78	151
第 87 投票区	173	204	377
気高町八束水(一部)	173	204	377
第 88 投票区	643	703	1,346
鹿野町末用	78	85	163
鹿野町閉野	25	24	49
鹿野町広木	4	9	13
鹿野町水谷	36	36	72
鹿野町鹿野	500	549	1,049
第 89 投票区	696	704	1,400
鹿野町今市	459	462	921
鹿野町寺内	61	58	119
鹿野町宮方	26	29	55
鹿野町中園	36	44	80
鹿野町岡木	80	72	152
鹿野町乙亥正	34	39	73
第 90 投票区	104	124	228

町名	男	女	計
鹿野町小別所	59	62	121
鹿野町鷺峯	45	62	107
第 91 投票区	96	88	184
鹿野町河内	96	88	184
第 92 投票区	593	691	1,284
青谷町善田(一部)	17	54	71
青谷町青谷(一部)	456	513	969
青谷町井手	27	22	49
青谷町長和瀬	93	102	195
第 93 投票区	398	444	842
青谷町青谷(一部)	398	444	842
第 94 投票区	427	455	882
青谷町鳴瀧	17	22	39
青谷町北河原	38	34	72
青谷町山田	27	19	46
青谷町亀尻	89	97	186
青谷町吉川	49	56	105
青谷町露谷	46	48	94
青谷町栄町	161	179	340
第 95 投票区	39	40	79
青谷町絹見	39	40	79
第 96 投票区	351	351	702
青谷町蔵内	61	63	124
青谷町大坪崎	77	81	158
青谷町奥崎	80	84	164
青谷町養郷	66	59	125
青谷町善田(一部)	64	60	124
青谷町青谷(一部)	3	4	7
第 97 投票区	219	211	430
青谷町桑原	54	39	93
青谷町澄水	45	52	97
青谷町楠根	33	27	60
青谷町紙屋	42	46	88
青谷町田原谷	45	47	92
第 98 投票区	382	461	843
青谷町小畑	57	65	122
青谷町河原	163	188	351
青谷町山根	108	139	247
青谷町早牛	54	69	123
第 99 投票区	32	39	71
青谷町八葉寺	32	39	71
総計	74,189	81,604	155,793

議案第 2 号

随時抹消者の決定について

令和 2 年 3 月 2 日現在で、公職選挙法第 28 条の規定により、抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

(死亡・国籍喪失)

- 1 公職選挙法第 28 条第 1 号の規定に基づき抹消すべき者
男 307 人 女 285 人 計 592 人

(転出後 4 か月経過)

- 2 公職選挙法第 28 条第 2 号の規定に基づき抹消すべき者
男 367 人 女 306 人 計 673 人

(在外選挙人名簿への登録移転)

- 3 公職選挙法第 28 条第 3 号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

(誤載者)

- 4 公職選挙法第 28 条第 4 号の規定に基づき抹消すべき者
該当者なし

提案理由

公職選挙法第 28 条の規定により抹消すべき者を決定するためである。

議案第3号

在外選挙人名簿から抹消すべき者の決定について

公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を次のとおり決定する。

令和2年3月2日提出

鳥取市選挙管理委員会
委員長 岡田 浩四郎

1 抹消すべき者

氏名	生年月日	備考

2 抹消の事由

国内の市町村において新しく住民票が作成されて4ヶ月経過したため。

※参考

在外選挙人名簿登録者数91人（男30人 女61人）（本委員会議決後）

提案理由

公職選挙法第30条の11の規定により、在外選挙人名簿から抹消すべき者を決定するためである。

議案第4号

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の一部
改正について

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の一部を
次のように改正する。

令和2年3月2日提出

鳥取市選挙管理委員会

委員長 岡田 浩四郎

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の一部
を改正する規則

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則（平成14年
鳥取市選挙管理委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「申請」の次に「等」を加え、同条第1項中「(様式第2号。以下「原稿用紙」という。)」を「(様式第2号) (市委員会が提供する同原稿用紙の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))を含む。以下「原稿用紙」という。))」に、「記載した」を「記載し、又は記録した」に改め、「1通及び当該候補者の写真(第6項に規定する寸法等とし、裏面に当該候補者の氏名を記載したものとする。)2葉」を削り、同条第2項中「記載し」の次に「、又は記録し」を加え、同条第3項中「記載する」を「記載し、又は記録する」

に改め、同条第6項中「第1項」を「第3項」に、「6ヶ月」を「6月」に改め、「撮影した」の次に「候補者の」を加え、同条第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の写真は、第1項の申請をする際に、原稿用紙に添付し、又は記録しておかなければならない。

第3条第1項中「黒色の色素により記載しなければならない。」を「無彩色で記載し、又は記録しなければならない。」に改め、同条第2項中「(これに類する色の濃淡を含む。)」を削る。

第4条中「記載しよう」を「記載し、又は記録しよう」に改める。

第5条第1項中「違反した」を「違反して記載し、又は記録した」に改め、「候補者に」の次に「対し、当該掲載文の」を加える。

第6条を削り、第7条に次の1項を加え、同条を第6条とする。

2 候補者は、印刷の方法又は選挙公報の体裁について指定することができない。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第2項中「ときは」の次に「、原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文を添えて」を加え、同条を第9条とし、第11条を第10条とし、第12条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙

候補者氏名 ①

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第3条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載したいので、次のとおり、申請します。

- 1 掲載文 別添のとおり
- 2 写真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

2の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。

様式第3号中「第10条」を「第9条」に改める。

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載修正申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日執行 選挙

候補者氏名 ㊟

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第9条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載する掲載文を修正したいので、次のとおり申請します。

- 1 修正箇所 （ 掲載文 ・ 写真 ）
- 2 修正内容
 - (1) 修正後の記載文 別添のとおり

(2) 修正後の写真 別葉のとおり

3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

2(2)の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正により、選挙公報の掲載文の原稿について電子データによる提出が可能となったことに伴い、鳥取市の議会の議員及び長の選挙においても所要の整備を行うためである。

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則の一部を
改正する規則案要綱

1 改正の目的

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の一部改正により、選挙公報の掲載文の原稿について電子データによる提出が可能となったことに伴い、鳥取市の議会の議員及び長の選挙においても所要の整備を行うためである。

2 改正の内容

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の掲載文について、電子データにより提出できるようにする。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行するものである。

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則（平成14年選挙管理委員会規則第2号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則</p> <p>平成14年9月27日 鳥取市選挙管理委員会規則第2号 改正 平成18年9月2日選管委規則第2号 平成28年3月2日選管委規則第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年鳥取市条例第30号。以下「選挙公報条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに第9条の規定に基づき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に 関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選挙公報の掲載文の申請等)</p> <p>第2条 選挙公報条例第3条の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとする候補者は、鳥取市選挙公報掲載申請書（様式第1号）により、鳥取市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が交付する鳥取市選挙公報掲載原稿用紙（様式第2号）（市委員会が提供する<u>同原稿用紙の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって</u>は認識することができない方式で作られる記録であって、<u>電子計算機</u></p>	<p>○鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則</p> <p>平成14年9月27日 鳥取市選挙管理委員会規則第2号 改正 平成18年9月2日選管委規則第2号 平成28年3月2日選管委規則第1号</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成14年鳥取市条例第30号。以下「選挙公報条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに第9条の規定に基づき、鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に 関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(選挙公報の掲載文の申請)</p> <p>第2条 選挙公報条例第3条の規定により選挙公報に掲載の申請をしようとする候補者は、鳥取市選挙公報掲載申請書（様式第1号）により、鳥取市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）が交付する鳥取市選挙公報掲載原稿用紙（様式第2号。以下「<u>原稿用紙</u>」という。）<u>に記載した掲載文1通及び当該候補者の写真（第6項に規定する寸法等とし、裏面に当該候補者の氏名を記載したものとす</u>る。）2葉を添</p>

による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下「原稿用紙」という。)に記載し、又は記録した掲載文を添付して、市委員会に申請しなければならぬ。

2 掲載文は、次に掲げる選挙の区分に応じて、それぞれ各号に掲げる寸法に従い原稿用紙に指定された個所(以下「原稿用紙の掲載文記載個所」という。)に記載し、又は記録しなければならぬ。

(1) 市議会の議員の選挙

原稿用紙の掲載文記載個所の寸法は、横12センチメートル及び縦13センチメートルとする。ただし、候補者の数が45人以上の場合又は補欠選挙の場合にあっては、市委員会が指定する寸法とする。

(2) 市長の選挙

次に掲げる候補者の数の区分により、それぞれに掲げる寸法とする。

ア 候補者の数が5人以下の場合

原稿用紙の掲載文記載個所の寸法は、横36センチメートル及び縦17.5センチメートルとする。

イ 候補者の数が6人以上10人以下の場合

原稿用紙の掲載文記載個所の寸法は、横18センチメートル及び縦17.5センチメートルとする。

ウ 候補者の数が11人以上の場合

付して、市委員会に申請しなければならぬ。

2 掲載文は、次に掲げる選挙の区分に応じて、それぞれ各号に掲げる寸法に従い原稿用紙に指定された個所(以下「原稿用紙の掲載文記載個所」という。)に記載しなければならぬ。

(1) 市議会の議員の選挙

原稿用紙の掲載文記載個所の寸法は、横12センチメートル及び縦13センチメートルとする。ただし、候補者の数が45人以上の場合又は補欠選挙の場合にあっては、市委員会が指定する寸法とする。

(2) 市長の選挙

次に掲げる候補者の数の区分により、それぞれに掲げる寸法とする。

ア 候補者の数が5人以下の場合

原稿用紙の掲載文記載個所の寸法は、横36センチメートル及び縦17.5センチメートルとする。

イ 候補者の数が6人以上10人以下の場合

原稿用紙の掲載文記載個所の寸法は、横18センチメートル及び縦17.5センチメートルとする。

ウ 候補者の数が11人以上の場合

市委員会が指定する寸法とする。

3 原稿用紙の掲載文記載個所に当該候補者の氏名を記載し、又は記録する箇所及び写真（選挙公報条例第2条に規定する写真とする。）を掲載する箇所（以下「氏名欄」という。）を設けるものとする。この場合において、氏名欄の箇所は、市議会の議員の選挙にあつては幅4.5センチメートル以内で、市長選挙にあつては幅5センチメートル以内で、市委員会が指定する。

4 前項の氏名欄には、当該候補者の氏名（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条の2第5項の規定により準用する第88条第8項及び第10項の規定により通称について選挙長の認定を受けたときは、その通称とする。）のほか、当該候補者の所属政党又は当該候補者の年齢を表示することができる。

5 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の掲載文記載個所の枠の線を掲載するものとする。

6 第3項に規定する当該候補者の写真は、当該候補者の立候補の届出の日前6月以内に撮影した候補者の上半身（無帽かつ正面向き）のものとし、次に掲げる選挙の区分に応じて、それぞれ各号に掲げる寸法のものとする。

- (1) 市議会の議員の選挙
横3センチメートル、縦3.5センチメートルの寸法以内
- (2) 市長の選挙
横4センチメートル、縦5センチメートルの寸法以内

市委員会が指定する寸法とする。

3 原稿用紙の掲載文記載個所に当該候補者の氏名を記載する箇所及び写真（選挙公報条例第2条に規定する写真とする。）を掲載する箇所（以下「氏名欄」という。）を設けるものとする。この場合において、氏名欄の箇所は、市議会の議員の選挙にあつては幅4.5センチメートル以内で、市長選挙にあつては幅5センチメートル以内で、市委員会が指定する。

4 前項の氏名欄には、当該候補者の氏名（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第89条の2第5項の規定により準用する第88条第8項及び第10項の規定により通称について選挙長の認定を受けたときは、その通称とする。）のほか、当該候補者の所属政党又は当該候補者の年齢を表示することができる。

5 掲載文は、原寸大で印刷し、原稿用紙の掲載文記載個所の枠の線を掲載するものとする。

6 第1項に規定する当該候補者の写真は、当該候補者の立候補の届出の日前6ヶ月以内に撮影した上半身（無帽かつ正面向き）のものとし、次に掲げる選挙の区分に応じて、それぞれ各号に掲げる寸法のものとする。

- (1) 市議会の議員の選挙
横3センチメートル、縦3.5センチメートルの寸法以内
- (2) 市長の選挙
横4センチメートル、縦5センチメートルの寸法以内

7 前項の写真是、第1項の申請をする際に、原稿用紙に添付し、又は記録しておくなければならない。

8 市委員会は、第1項の規定により原稿用紙を交付する場合に、候補者の数が不明なときは、必要に応じて、2種類の原稿用紙を交付し、その提出を求めることができるものとする。

(掲載文の色等)

第3条 掲載文は、無彩色で記載し、又は記録しなければならない。

2 掲載文は、選挙公報条例第2条第1項の規定により掲載することができる写真を除き、写真を使用してはならない。

(2項…一部改正〔平成28年選管委規則1号〕)

(図等の面積制限)

第4条 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載し、又は記録しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙に掲載することをできる面積の概ね2分の1を超えてはならない。

(掲載文の訂正)

第5条 市委員会は、第2条から前条までの規定に違反して記載し、又は記録した掲載文の申請があった場合又は次条の規定によって印刷したときにおいて文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認められる場合は、当該申請に係る候補者に対し、当該掲載文の訂正を求めることができる。

7 市委員会は、第1項の規定により原稿用紙を交付する場合に、候補者の数が不明なときは、必要に応じて、2種類の原稿用紙を交付し、その提出を求めることができるものとする。

(掲載文の色等)

第3条 掲載文は、黒色の色素により記載しなければならない。

2 掲載文は、選挙公報条例第2条第1項の規定により掲載することができる写真を除き、写真(これに類する色の濃淡を含む。)を使用してはならない。

(2項…一部改正〔平成28年選管委規則1号〕)

(図等の面積制限)

第4条 掲載文に図、イラストレーション及びこれらの類を記載しようとする場合においては、それらの部分に係る面積の合計面積は、原稿用紙に掲載することをできる面積の概ね2分の1を超えてはならない。

(掲載文の訂正)

第5条 市委員会は、第2条から前条までの規定に違反した掲載文の申請があった場合又は次条の規定によって印刷したときにおいて文字が著しく小さいことその他の事由により印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認められる場合は、当該申請に係る候補者に訂正を求めることができる。

2 候補者が掲載文の申請をした日の午後8時までに前項の規定による訂正の求めに応じない場合は、市委員会は、第2条から前条までの規定に違反する範囲内において、必要な訂正をすることができる。

(選挙公報の様式等)

第6条 選挙公報の様式及び掲載文の掲載場所は、選挙の都度、委員会が別に定める。

2 候補者は、印刷の方法又は選挙公報の体裁について指定することができない。

(本条…全部改正〔平成18年選管委規則2号〕)

(選挙公報の掲載順序のくじ)

第7条 選挙公報の掲載の順序は、候補者が掲載文の申請をしたときに当該候補者又はその代理人がくじを引いて決めるものとする。

2 市議会の議員の選挙における前項の掲載の順序を決めるくじは、1番から70番までのくじ棒を引いて行うものとし、くじの終了後に欠番となつたくじ棒の番号はそれぞれ繰り上げるものとし、繰り上げ後の番号をもって掲載の順序とする。

3 市長の選挙における第1項の掲載の順序を決めるくじは、1番から

2 候補者が掲載文の申請をした日の午後8時までに前項の規定による訂正の求めに応じない場合は、市委員会は、第2条から前条までの規定に違反する範囲内において、必要な訂正をすることができる。

(選挙公報の印刷)

第6条 選挙公報は、候補者から提出された掲載文を写真製版の方法により、単色で印刷する。

2 候補者は、写真製版の方法又は選挙公報の体裁について指定することができない。

(選挙公報の様式等)

第7条 選挙公報の様式及び掲載文の掲載場所は、選挙の都度、委員会が別に定める。

(本条…全部改正〔平成18年選管委規則2号〕)

(選挙公報の掲載順序のくじ)

第8条 選挙公報の掲載の順序は、候補者が掲載文の申請をしたときに当該候補者又はその代理人がくじを引いて決めるものとする。

2 市議会の議員の選挙における前項の掲載の順序を決めるくじは、1番から70番までのくじ棒を引いて行うものとし、くじの終了後に欠番となつたくじ棒の番号はそれぞれ繰り上げるものとし、繰り上げ後の番号をもって掲載の順序とする。

3 市長の選挙における第1項の掲載の順序を決めるくじは、1番から

1 0番までのくじ棒により行うものとし、くじの終了後に欠番となつたくじ棒の番号はそれぞれ繰り上げるものとし、繰り上げた後の番号をもって掲載の順序とする。

4 前2項に規定するくじ棒の最後の番号の数を超える数の候補者の掲載文の申請があつたときは、当該最後のくじ棒の番号の数を超えるに至つた候補者以後の候補者の掲載文の掲載の順序は、前3項の規定にかかわらず、申請の順序によるものとする。

(2項…一部改正・4項…削除・旧5項…一部改正し4項に繰上〔平成18年選管委規則2号〕)

(選挙公報における選挙啓発)

第8条 委員会は、選挙公報の余白に当該選挙に関する事項の周知及び棄権防止のために必要な事項を登載することができる。

(掲載文の撤回又は修正)

第9条 候補者は、第2条第1項の申請を撤回しようとするときは、鳥取市選挙公報掲載撤回申請書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

2 候補者は、第2条第1項の申請を修正しようとするときは、原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文を添えて、鳥取市選挙公報掲載修正申請書(様式第4号)を委員会に提出しなければならない。

3 第1項の撤回又は前項の修正の申請は、選挙公報条例第3条に規定する申請の日の申請時間内になければならない。

1 0番までのくじ棒により行うものとし、くじの終了後に欠番となつたくじ棒の番号はそれぞれ繰り上げるものとし、繰り上げた後の番号をもって掲載の順序とする。

4 前2項に規定するくじ棒の最後の番号の数を超える数の候補者の掲載文の申請があつたときは、当該最後のくじ棒の番号の数を超えるに至つた候補者以後の候補者の掲載文の掲載の順序は、前3項の規定にかかわらず、申請の順序によるものとする。

(2項…一部改正・4項…削除・旧5項…一部改正し4項に繰上〔平成18年選管委規則2号〕)

(選挙公報における選挙啓発)

第9条 委員会は、選挙公報の余白に当該選挙に関する事項の周知及び棄権防止のために必要な事項を登載することができる。

(掲載文の撤回又は修正)

第10条 候補者は、第2条第1項の申請を撤回しようとするときは、鳥取市選挙公報掲載撤回申請書(様式第3号)を委員会に提出しなければならない。

2 候補者は、第2条第1項の申請を修正しようとするときは、鳥取市選挙公報掲載修正申請書(様式第4号)を委員会に提出しなければならない。

3 第1項の撤回又は前項の修正の申請は、選挙公報条例第3条に規定する申請の日の申請時間内になければならない。

(候補者の死亡等の場合)

第10条 選挙公報の印刷を開始した後は、候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下され、若しくは候補者たることを辞した場合においても、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載は中止しないものとする。

(選挙公報の配布等)

第11条 選挙公報条例第6条に規定する当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に選挙公報を配布する場合において、その世帯が市の区域外に転出した場合又はその世帯の住居が不明等の事由等により配付することが困難な場合は、当該世帯については、選挙公報の配付は行わない。

- 2 前項に規定する住居が不明等の事由等により選挙公報の配布を受けなかった世帯は、選挙の期日までに市委員会に申し出した場合は、選挙公報の交付を受けることができるものとする。
- 3 市委員会は、市の公共施設等に、必要に応じて、選挙公報を配置するものとする。

(選挙公報の印刷の誤りの措置等)

第12条 選挙公報の印刷に誤りが生じたときは、当該選挙公報の末尾に訂正の記事を掲載することができる場合には当該選挙公報の末尾に訂正の記事を掲載するものとし、訂正の記事を掲載することができない場合には、訂正の記事を印刷した印刷物を選挙公報とともに配付するものとする。ただし、選挙公報の配付後に選挙公報の

(候補者の死亡等の場合)

第11条 選挙公報の印刷を開始した後は、候補者が死亡し、又は立候補の届出を却下され、若しくは候補者たることを辞した場合においても、当該候補者の申請に係る掲載文の掲載は中止しないものとする。

(選挙公報の配布等)

第12条 選挙公報条例第6条に規定する当該選挙に用うべき選挙人名簿に登録された者の属する世帯に選挙公報を配布する場合において、その世帯が市の区域外に転出した場合又はその世帯の住居が不明等の事由等により配付することが困難な場合は、当該世帯については、選挙公報の配付は行わない。

- 2 前項に規定する住居が不明等の事由等により選挙公報の配布を受けなかった世帯は、選挙の期日までに市委員会に申し出した場合は、選挙公報の交付を受けることができるものとする。
- 3 市委員会は、市の公共施設等に、必要に応じて、選挙公報を配置するものとする。

(選挙公報の印刷の誤りの措置等)

第13条 選挙公報の印刷に誤りが生じたときは、当該選挙公報の末尾に訂正の記事を掲載することができる場合には当該選挙公報の末尾に訂正の記事を掲載するものとし、訂正の記事を掲載することができない場合には、訂正の記事を印刷した印刷物を選挙公報とともに配付するものとする。ただし、選挙公報の配付後に選挙公報の

印刷の誤りを発見したときは、速やかに報道機関等に公表するほか、
適宜周知に努めるものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な
事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月2日選管委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月2日選管委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日 執行 選挙

候補者氏名 ㊟

鳥取市の議会の議員及び市長の選挙における選挙公報の発行に関する条
例第3条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載したいので、次のとおり、
申請します。

印刷の誤りを発見したときは、速やかに報道機関等に公表するほか、
適宜周知に努めるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な
事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年9月2日選管委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月2日選管委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

年 月 日

鳥取市選挙公報掲載申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様

選挙の種類 年 月 日 執行 選挙

候補者氏名 ㊟

鳥取市の議会の議員及び市長の選挙における選挙公報の発行に関する条
例第3条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載したいので、次のとおり、
申請します。

<p>1 掲載文 別添のとおり</p> <p>2 写真 別葉のとおり</p> <p>3 連絡先、連絡担当者及び電話番号</p> <p><u>備考</u></p> <p>2の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。</p>	<p>1 掲載文 別紙のとおり</p> <p>2 写真 別葉のとおり</p> <p>3 連絡先、連絡担当者及び電話番号</p>
<p>様式第2号 (第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第3号 (第9条関係)</p>	<p>(略)</p> <p>様式第2号 (第2条関係)</p> <p>(略)</p> <p>様式第3号 (第10条関係)</p>
<p>鳥取市選挙管理委員会委員長 様</p> <p>選挙の種類 年 月 日 執行 選挙</p> <p>候補者氏名</p> <p>鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第9条の規定により、鳥取市選挙公報の掲載の申請を撤回したいので、その旨申請します。</p> <p>様式第4号 (第9条関係)</p>	<p>鳥取市選挙管理委員会委員長 様</p> <p>選挙の種類 年 月 日 執行 選挙</p> <p>候補者氏名</p> <p>鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の規定により、鳥取市選挙公報の掲載の申請を撤回したいので、その旨申請します。</p> <p>様式第4号 (第10条関係)</p>
<p>鳥取市選挙公報掲載撤回申請書</p>	<p>鳥取市選挙公報掲載撤回申請書</p>
<p>年 月 日</p>	<p>年 月 日</p>

鳥取市選挙公報掲載修正申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様
選挙の種類 年 月 日 執行 選挙
候補者氏名 ⑩

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第9条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載する掲載文を修正したいので、次のおり申請します。

- 1 修正箇所 (掲載文 ・ 写真)
- 2 修正内容
 - (1) 修正後の記載文 別添のとおり
 - (2) 修正後の写真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

備考

2 (2) の写真は、掲載文を書面で添付する場合に限り2枚添付することとし、裏面に候補者の氏名を記載すること。

鳥取市選挙公報掲載修正申請書

鳥取市選挙管理委員会委員長 様
選挙の種類 年 月 日 執行 選挙
候補者氏名 ⑩

鳥取市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規則第10条の規定により、鳥取市選挙公報に掲載する掲載文を修正したいので、次のおり申請します。

- 1 修正箇所 (掲載文 ・ 写真)
- 2 修正内容
 - (1) 修正後の記載文 別紙のとおり
 - (2) 修正後の写真 別葉のとおり
- 3 連絡先、連絡担当者及び電話番号

報告第1号

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数について

(1) 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者の数
155,793人

(2) (1)の50分の1の数
3,116人

地方自治法第74条第1項	……………	条例の制定又は改廃の請求
地方自治法第75条第1項	……………	監査の請求
市町村の合併の特例に関する法律 第4条第1項及び第5条第1項	……………	合併協議会設置の請求

(3) (1)の3分の1の数
51,931人

地方自治法第76条第1項	……………	議会の解散請求
地方自治法第80条第1項	……………	議会の議員の解職請求
地方自治法第81条第1項	……………	長の解職請求
地方自治法第86条第1項	……………	主要公務員（副市長・選管委員・ 監査委員）の解職請求
地方教育行政の組織及び運営に 関する法律第8条第1項	……………	教育長・教育委員の解職請求

(4) (1)の6分の1の数
25,966人

市町村の合併の特例に関する法律 第4条第11項及び第5条第15項	……………	合併協議会設置協議の投票請求
-------------------------------------	-------	----------------

以上は、地方自治法第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。